平成２６年（フ）第１号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊4000番地７、前住所和歌山県御坊市湯川町財部1008番地２
債務者　黒田　幸治
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２７６号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1977番地144、前住所千葉県柏市つくしが丘５丁目９番６号カディス新柏104号
債務者　代喜　孝二
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
熊本県山鹿市中862番地　平成コーポ２号
債務者　久冨　麻希
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２６年（フ）第１２号
栃木県佐野市赤坂町958番地10　メゾン30―205号、前住所群馬県太田市大原町233番地１エクセロンＢ―101号
債務者　小林　大樹
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８９４号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅13―508
債務者　権頭真理子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
東京都小平市小川町１丁目501番地の69
債務者　鍋島知恵美（旧姓玉木）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
静岡県浜松市南区高塚町4719番地の５
債務者　竹下　英夫
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番７―308号
債務者　竹本　芳美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地３　クリオ阪東橋壱番館1105号
債務者　山口　英明
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３号
神奈川県藤沢市善行団地４番６―304号
債務者　三浦　光義
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地１　市営橋戸原ハイツ11棟202号
債務者　三津木絹子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
北海道旭川市南３条通25丁目497番地の80　大雪コーポ202
債務者　天間　　一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
北海道旭川市南３条通25丁目497番地の80　大雪コーポ202
債務者　天間みどり（旧姓佐藤・佐々木）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
東京都あきる野市草花1372番地５
債務者　天野　春美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３３６号
川崎市幸区下平間23番地
破産者　株式会社レアルホームズ
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1295番地
破産者　有限会社清水重機
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部